

「緊急時等における対応方法の検討・作成及び見直しの手引き」の活用について

令和6年度介護報酬改定では、特別養護老人ホームにおける入所者への医療提供体制を確保するため、次のような改正が行われました。

- ① あらかじめ定めることとされていた入所者の急変等の緊急時の対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めること
- ② ①の緊急時の対応方法について、1年に1回以上、配置医師及び協力医療機関の協力を得て見直しを行い、必要に応じて変更すること
- ③ 次の3要件を満たす協力医療機関を定めること
[介護保険3施設（（地域密着型）特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院）が対象]
※ 令和8年度まで経過措置期間があります。
また、複数の協力医療機関を定めることにより3要件を満たすこととしても差し支えありません。
ア 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること
イ 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること
ウ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、配置医師又は協力医療機関その他の医療機関が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること

これを受けて、特別養護老人ホームにおける緊急時のマニュアルの見直しに資する情報を提供するため、厚生労働省所管の令和6年度老人保健健康増進等事業において、「特別養護老人ホームにおけるサービス提供のあり方に関する調査研究事業」に係る検討委員会が立ち上げられました。

この検討委員会で、特別養護老人ホームを対象とした緊急時等の対応方法、医療提供状況等の実態調査と素案の検討が行われ、「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）における『緊急時等における対応方法』の検討・作成及び見直しの手引き」が策定されました。

この手引きでは、次のとおり緊急時等の対応マニュアルの作成・見直し手順を示しています。

- (1) 作成体制の構築…作成メンバーの選定（施設長を責任者とし、配置医師・協力医療機関へ参画依頼）
- (2) 作成のための確認・検討
 - ① 施設内の人員体制及び指揮命令等…日中・夜間別の勤務時間帯ごとの体制
 - ② 入所者・家族の情報整理・意向確認…人生の最終段階の医療処置に関する意向確認の経緯、記録
 - ③ 配置医師、協力医療機関との相談…曜日・時間帯別の対応方針
 - ④ 施設内で実施すること…応急処置、配置医師の駆けつけ要請
 - ⑤ 医療機関への搬送の判断、搬送方法等…搬送が必要なケースの整理
- (3) 『緊急時における対応方法』としてのとりまとめ
- (4) 職員への周知・教育…定期的な訓練（研修、朝礼、配布物、掲示等）
- (5) 『緊急時における対応方法』の見直し…1年に1回以上、配置医師・協力医療機関の協力を得て



特別養護老人ホームにおかれましては、この手引きをご活用の上、個人情報の管理に留意しつつ入所者のケアのさらなる充実に努めていただくとともに、他の介護サービス施設・事業所（特に施設系・居住系）におかれましても、この手引きを今後の運営にお役立ていただきますようお願いいたします。

※ この資料には手引きのみ添付いたします。調査研究事業報告書（PDFファイル）と、協力医療機関との情報連携様式例（エクセルファイル）は、次のURLよりご覧ください。

https://www.murc.jp/library/survey_research_report/koukai_250425/

（「令和6年度 厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）」の採択案件の成果報告書の公表について）

担当 川越市福祉部介護保険課施設事業者担当 電話 049-224-6404（直通）



川越市マスコットキャラクター ときち